

## がん対策の総合的かつ計画的な推進

303 億円(161 億円)

我が国のがん対策はこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっている。

このような現状及び本年6月に制定されたがん対策基本法を踏まえ、がん予防・早期発見の推進、がん医療水準均てん化の促進と情報収集提供体制の整備、がんの在宅療養・緩和ケアの充実などがん対策を総合的かつ計画的に推進し、がん対策の一層の充実を図る。

### 1 がん予防・早期発見の推進

51 億円(45 億円)

がん予防を推進するため、がんの予防等に関するパンフレットや DVD を作成するなど普及啓発を実施するとともに、肝がんの予防に重要なウイルス性肝炎に関する研究を重点的に推進する。

#### (主な事業)

#### <新>・がんに関する普及啓発推進事業

380 百万円

国内や海外において使用されている、がんの予防及び治療等に関するパンフレット等を収集し、実用性の高いものについては翻訳を行い、電子化するとともに、専門家により構成される委員会において検討を行い、国民・患者向けのパンフレットや DVD 等を分かりやすいレイアウトや図等を用いて作成する。

これらの内容及び関連領域の文献に関する書誌情報について、データベース化し、インターネットで利用しやすい環境を整備するとともに、シンポジウムを行うなど、広く啓発を行う。

### 2 がん医療水準均てん化の促進と情報収集提供体制の整備

147 億円(31 億円)

#### (1) がん専門医等がん医療専門スタッフの育成

4 億円

がん医療(化学療法、放射線療法、緩和ケア等)に係る専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師、放射線技師等を育成するため、これらの医療従事者に対する研修の機会を提供する。

#### (主な事業)

#### ・がん医療指導者養成研修事業

111 百万円

がん専門医の不足が指摘されている中で、特に化学療法、放射線療法、緩和ケアの専門医や精神腫瘍医を育成するとともに、チーム医療による対応の必要性が増していることから、コメディカルスタッフ(看護師、放射線技師、臨床検査技師等)を育成するため、国立がんセンターにおいて効率的・効果的な研修を実施する。

#### <新>・がん患者に対するリハビリテーションに関する研修事業

16 百万円

がん患者の療養生活の質を維持向上させるため、がん医療に携わる医療従事者(医師、看護師、作業療法士等)に対して、がん患者に対するリハビリテーションに関する研修等を実施する。

#### (2) がん診療連携拠点病院の機能強化と診療連携の推進

95 億円

がん医療水準の向上と地域格差の是正を図るため、2次医療圏に1か所程度のがん診療連携拠点病院を整備し、緩和ケアの提供、患者や家族への相談支援等の機能を強化するとともに、

地域の医療機関との連携を推進する。

また、病理医の配置が十分でないがん診療連携拠点病院に対し、遠隔画像診断が可能な体制を整備するとともに、高性能な放射線診断・治療機器の整備が困難ながん診療連携拠点病院に対し、先進的な機器の整備の緊急支援を行う。

(主な事業)

- ・ **がん診療連携拠点病院機能強化事業** 25 億円
  - (補助先) 都道府県、独立行政法人等
  - (補助率) 1/2、定額(10/10 相当)  
(都道府県:1/2、独立行政法人等:定額(10/10 相当))
  - (か所数) 195 か所→250 か所
  - (補助単価) 都道府県がん診療連携拠点病院 15,000 千円 → 30,000 千円  
地域がん診療連携拠点病院 7,000 千円 → 12,000 千円

- <新> ・ **がん診療連携拠点病院遠隔画像診断支援事業** 840 百万円

病理医が配置されていないがん診療連携拠点病院に対し、遠隔画像診断が可能な体制を整備する。

  - (補助先) 都道府県、独立行政法人等
  - (補助率) 1/2

- <新> ・ **がんに係る放射線診断・治療機器整備事業** 56 億円

高性能な放射線診断・治療機器の整備が困難ながん診療連携拠点病院に対し、先進的な機器の整備の緊急支援を行う。

  - (補助先) 都道府県、独立行政法人等(補助率) 1/2

- <新> ・ **がん相談支援推進事業** 17 百万円

がん診療連携拠点病院の相談支援センター等におけるがん相談に対する対応事例を収集・分析し、学識経験者等により構成される委員会において検討を行い、相談支援センター等における相談業務に関して参考となる相談支援マニュアルを作成する。

また、これらの事例収集・分析を通じて、がんに関する療養上のポイント等を整理し、シンポジウムを開催することにより、国民に対する普及啓発を行う。

**(3) 地域の特性を踏まえた対策の推進** 29 億円

がん対策基本法の施行に伴い、都道府県が新たに実施する地域特性を踏まえた事業や先駆的な事業等(例:がん医療を提供している医療機関に対する、がん医療水準向上のための指導チームの派遣、実地指導等)に対する支援を行う。

(主な事業)

- <新> ・ **がん対策推進特別事業** 29 億円
  - (補助先) 都道府県
  - (補助率) 定額(10/10 相当)

**(4) がん医療に関する情報の収集提供体制の整備** 18 億円

国立がんセンターに設置するがん対策情報センター(仮称)において、がん診療連携拠点病院との連携を図りつつ、がん医療に関する最新の情報を収集し、利用者の立場で整理した情報を提供するとともに、がん対策の企画立案に必要な基礎データを収集・蓄積・分析・発信する体制を整備する。

また、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するため、国立がんセンター及びがん診療連携拠点病院において、精度の高い院内がん登録を案施する。

(主な事業)

・がん対策情報センター(仮称)経費

18 億円

<新> ・がん登録調査・精度管理指導事業

15 百万円

### 3 がんの在宅療養・緩和ケアの充実

9 億円(2 億円)

患者本人の意向を十分尊重した上で、がんの治療方法等の選択を可能とするとともに、がん患者の状況に応じて疼痛などの緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにするため、医師向けのマニュアルの作成を行うほか、一般国民を対象にがんに関する緩和ケアについての正しい知識の普及を行う。

(主な事業)

<新> ・がん医療における緩和ケア水準向上を目的とした一般医師に対する

緩和ケアの意識調査・普及啓発事業

302 百万円

全国の医師を対象に、緩和ケアについての知識・技術をどの程度有しているのか調査を行うとともに、臨床現場で利用しやすいマニュアルを作成する。

<新> ・がん医療に携わる医師に対するコミュニケーション技術研修事業

26 百万円

患者が納得した上で安心して治療法等の選択ができるよう、患者と医師との間に良好なコミュニケーションを築く必要性があるため、がん医療に携わる医師に対し、医療コミュニケーション技術の研修等を行う。

<新> ・一般国民に対するがんに関する緩和ケアについての普及啓発事業

98 百万円

緩和ケアについては、国民に広く理解されていない状況にあることから、一般国民を対象に、講演会等の開催やインターネット等による広報を行うとともに、パンフレットを作成し普及啓発を図る。

### 4 がんに関する研究の推進及び医療技術の開発振興

96 億円(83 億円)

がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上などの研究の成果を普及、活用する、

(主な事業)

・第3次対がん総合戦略研究経費

71 億円